島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金交付要綱

制定：令和４年１０月２０日付け地福第４７１号

改正：令和７年　６月　１日付け地福第１９４号

（趣旨）

第１条　県が交付する、島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助金交付の目的等）

第２条　県は、子ども等が安心して過ごせる居場所を提供する「子ども食堂」の運営経費に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、物価高騰により、困難を抱える子ども等の支援を図る。

２　補助対象経費及び補助額は、別表１のとおりとする。

（補助事業者）

第３条　この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」）は、次に掲げる要件を満たし、子ども食堂を運営する団体とする。

⑴　事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないもの。

⑵　食事の提供を定期的に実施すること。

⑶　１年以上継続して事業を実施する見込みがあること。

⑷　18歳未満の子どもの利用者が総利用者の概ね３割以上であること。

⑸　18歳未満の子どもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。

⑹　参加者は幅広く募集し制限しないこと。

⑺　利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること。

⑻　当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと。

２　補助事業者は、事業の実施に当たっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校や

放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要なこどもや家庭の把握に努めるととも

に、支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、自治体や関係機関と連携して適切な対

応を図ること。

（補助対象期間）

第４条　補助事業者が令和７年４月１日から令和８年１月３１日までに実施する事業とする。

（補助金交付申請）

第５条　補助事業者が補助金の交付を受けようとするときに、規則第４条の規定により提出する申請書は、様式１に関係書類を添えて、別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

　　ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、補助事業者から前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式２による補助金の交付決定通知書によりに通知するものとする。

２　知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条第２項により仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

（交付決定内容の変更）

第７条　補助事業者は、前条の規定により交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、知事に変更承認申請書（様式３）を提出しなければならない。

　⑴　補助事業の中止又は廃止

⑵　補助事業の内容の変更

　　⑶　その他知事が必要と認める場合

（補助金の概算払）

第８条　補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式４）を知事に提出するものとする。

２　知事は、概算払請求書の提出があり、概算払することが適当と認められるときは概算払いできるものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者が補助事業を完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式５によるものとする。

２　前項の実績報告書は、補助事業の完了後速やかに若しくは令和８年２月２７日までに知事に提出しなければならない。

３　第３条第２項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　知事は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容（第５条に基づく承認をした場合には、その内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条　補助事業者は、補助事業完了後に申告により仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の５月３１日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式６）を知事に提出しなければならない。

　　なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき提出を行うこと。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（帳簿等の保管）

第12条　補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から５か年間保管しなければならない。

　　ただし、事業により所得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（財産の処分）

第13条　補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式７）を知事に提出しなければならない。

２　規則第13条第１項第４号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が５万円以上の機械及び重要な器具とする。

３　規則第13条第2項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められた耐用年数の期間とする。

４　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を島根県に納付させることがある。

５　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和４年１０月２０日から施行し、令和４年１０月１１日から適用する。

附　則

この要綱の改正は、令和７年６月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表１　補助対象経費及び補助額（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 |
| 食料費 | ・子ども食堂実施に必要な食料品の購入費用 | 25万円以内  （補助率10/10） |
| 消耗品費 | ・子ども食堂実施に必要な消耗品の購入費用（紙皿、割り箸等）※1件10万円未満に限る |
| 会場使用料 | ・子ども食堂を実施する会場の使用料 |
| 保険料 | ・子ども食堂実施に必要なボランティア保険料 |
| 広報費 | ・子ども食堂実施の広報に係る費用 |
| 衛生用品費 | ・衛生用品の購入費用（マスク、消毒液、パーテーション、非接触型検温器、空気清浄機等）  ※1件10万円未満に限る |